

○和寒町救急外来受診時交通費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町立病院の無床化に伴い、国民健康保険和寒町立診療所（以下「町立診療所」という。）の診療時間外等に体調の不良等により救急指定医療機関を受診しなければならない町民とその付添人に対し、交通費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ハイヤー及びタクシー 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車をいう。

（以下「ハイヤー等」という。）

(2) 救急指定医療機関 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項により、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、都道府県知事が告示し、指定する病院及び診療所をいう。（以下「医療機関」という。）

(助成の対象者)

第3条 この要綱による助成の対象者は、和寒町の住民基本台帳に登録され、本町に居住している次の各号のいずれかに該当する者（以下「受診者」という。）及び介助のため受診者に付添いハイヤー等を利用した者（以下「利用者」という。）とする。

(1) 町立診療所の診療時間外に、医療機関を受診した者

(2) 救急車やドクターヘリにより医療機関に搬送された者

(3) 町立診療所医師の診断により他の医療機関を受診する際、移動手段としてハイヤー等以外を利用することが困難と町長が認める者

(助成の範囲)

第4条 この要綱で助成を行う対象とする交通費は、和寒町内から医療機関の往復に要するハイヤー等乗車運賃とする。ただし、前条第2号に該当するときは、復路のみ補助対象とする。

2 助成の対象とするハイヤー等は、1回の行程につき1台までとする。

(助成の額)

第5条 助成の額は、ハイヤー等乗車運賃と別表の基準額のいずれか少ない額とする。

2 同日に複数の医療機関を受診したときは、運賃を合算し算定するものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成を受けようとする者は、和寒町救急外来受診時交通費助成金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、受診日の翌日から起算し6カ月以内に町長に申請するものとする。

(助成金の支給)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の審査を行い、適正であると認めるときは、和寒町救急外来受診時交通費助成金決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定をしたときは、速やかに申請者に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正行為により助成金を受けた者があるときは、その者から助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(町立病院入院者のみなし適用)

2 町立病院の診療所化に伴い、令和3年1月から3月の間に入院者が転院するため、救急搬送するときは、第3条第3項に該当するものとみなす。

(経過措置)

3 この要綱は、令和6年3月31日（以下「失効日」という。）限りその効力を失う。ただし、失効日までの診察に要した費用に限り、失効日以後もその効力を有する。

別表(第5条関係)

医療機関所在地	補助基準額 (円)	
	片道	往復
士別市	4,000	8,000
名寄市	8,000	16,000
旭川市	8,000	16,000